

令和4年4月1日  
社会福祉法人ひまわり

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため  
次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間は2022年4月1日～2025年3月31日

2. 当法人の課題

- ・全職員で見ると女性の割合が高く、既にさまざまな働き方で活躍しているが男性に比べて女性の常勤の割合が低いので、正規職員への転換を推進する。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1

非常勤を対象としたキャリアアップに向けた研修を実施し、その受講割合を男女ともに対象となる層の70%以上とする。

<実施時期>

2022年10月～ 非常勤向けのキャリアアップ研修の内容の見直しを行う。

2023年 4月～ 見直した研修内容の周知及び研修受講希望者の募集。

2023年10月～ 年に一度、非常勤を対象としたキャリアアップに向けた集合研修を実施する。

2024年 4月～ 常勤登用制度の基準を明文化する。



**Himawari Social Welfare Corporation**  
社会福祉法人 ひまわり